

「三重県水源地域の保全に関する条例(仮称)」骨子案のパブリックコメントで  
頂いた意見とその対応

対応欄の説明

- ①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの  
④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの  
⑤最終案に反映する事が難しいもの ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
1	条例の目的	1	1項	解説等に記載されているように、土地使用者等に事前届出制度などの規制や制限の負担をかけるだけでなく、土地所有者が所有している森林を手放したくなくなるような魅力ある森林を公的管理でつくりあげてほしい。また、水源は土地所有者だけでなく、その水源を利用している県民全員が関心を持つべきものであり、放置され涵養機能が低下しつつある森林を整備する必要があることから、造林・保育・受光伐などの施業を勧めるにあたっての予算を確保していただき、必ず施業を実施していただきたい。(地域指定をするだけでは、水源の涵養機能の維持増進はできない。)	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
2	条例の目的	1	1項	本条例の目的が公益的機能を持つ森林の適正な管理から機能の維持増進を図る事であれば、水源涵養機能だけに限定せず、土砂流出/崩壊防止機能、保健休養機能、野生鳥獣保護機能及び大気保全機能等まで取り入れてはどうか。	④	広い意味での森林の公益的機能の維持増進については、「三重の森林づくり条例」第3条に定められているため、本条例の目的は公益的機能のなかでも特に水源涵養機能の維持増進に焦点をあてたものとなっています。
3	定義	1	2項(2)	2(2)の規則で定める定義の中に「使用貸借による権利」とあるが「使用权」とはどう違うのか。なぜ「貸借による」との語句を加えるのか理由を回答して欲しい。	⑥	使用貸借による権利とは、「ある物を賃料を支払わないで使用収益できる権利」とされ、一般的には親子関係など貸主、借主の特殊な人的関係の中でしか成立しないものであるため、地上権や賃借権などとは区別して定義しています。
4	定義	1	2項(2)	2(2)「土地所有者等」の定義に、森林法第2条第2項と第3条の継承人の規定を用いてはどうか。	⑤	森林法第2条第2項の定義は「森林所有者」について定められており、地役権を含む骨子案の「土地所有者等」の定義とは異なると考えています。
5	関係者の責務等	2	4項	4関係者の責務等の等は何を指すのか。	⑥	水源地域の保全に関する施策における国や市町との連携協力や、国に対し水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるよう求めることを指しています。
6	関係者の責務等	2	4項(2)	県民は水源保全の関心理解を深め、保全に関する施策に協力するよう努めるとあるが、県民への説明義務はどのようなものか。	⑥	骨子案の6 水源地域の保全に関する基本的施策において「県は、水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。」としています。
7	関係者の責務等	2	4項(3)	4(3)「事業者」の定義をされたい。	⑥	「事業者」とは、県内において反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者をいい、特定の業種を指すものではなく幅広い業種が含まれます。
8	関係者の責務等	2	4項(3)	水源地域の森林は個人の所有物ではあるが、県民共有の貴重な財産でもあります。私は海沿いで生活しており、漁師さんたちの話から海が変わってきたことをよく聞きます。貝が取れなくなってきたそうです。山の手入れが遅れ、海に流れ込む水の質が変わってきたのでしょうか？森林は適正な管理がされるべきであり、それは所有者の義務ではないのでしょうか。適正な管理ができない所有者には森林を所有する権利はないのではないのでしょうか。だから保全についての施策に対しては「協力」という言葉ではなく、「義務」でよいのではないのでしょうか。	⑤	森林・林業基本法第9条では、森林所有者等の責務として「森林所有者等は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない」との努力義務が定められています。ご指摘のとおり、本来は森林所有者の努力によって森林が保全されることが理想ですが、近年の林業の現状からそれが難しい森林もあり、こうした背景から「協力」という表現を用いています。
9	水源地域等の指定	2	5項	土地の自由な取引に規制・制限が加わるため、指定に際しては、広く県民や企業の意見を聞き審議会にかけなければならないか。	①	水源地域及び特定水源地域の指定の際には、あらかじめ三重県森林審議会の意見を聴くこととします。

番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
10	水源地域等の指定	2	5項	森林の有する水源のかん養機能の維持増進を図るため保全する必要があるならば、森林法第25条第1項1の目的で保安林に指定すればよいのではないか。(同一目的での二重法令の恐れがあり、日本国の法体系の原則を阻害する恐れがある。)	⑤	ご指摘のとおり、水源のかん養機能の維持増進を図るため保全する必要があるならば、水源地域(民有林の78%)のすべてを水源かん養保安林に指定する事が最善の策かと思いません。しかしながら、保安林に指定されると、伐採等に制限がかかることなどから、森林所有者の同意が得られない場合があります。保安林の指定割合については、現在、三重県の森林の33%に留まっています。このため、本条例では特に保全すべき地域として特定水源地域を指定し、優先して保安林化を進めるとともに、特定水源地域の公的な管理を促進する事で、森林の有する水源のかん養機能の維持増進を図ることとしています。
11	水源地域等の指定	2	5項	森林法第25条第1項1の目的の保安林と当該条例の水源地域並びに特定水源地域の違い、目的、序列を明確にされたい。	⑥	保安林とは、森林法第25条第1項により公共の危害の防止、産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、特定の制限、義務が課せられた森林です。一方、骨子案の水源地域及び特定水源地域については三重県水源地域の指定に関する基本指針(案)に示した考え方により指定される地域です。これらの関係性に序列はありませんが、水源地域及び特定水源地域を保全していくための手段として保安林制度が位置づけられると考えています。
12	水源地域等の指定	2	5項	水源地域の指定と特別水源地域の指定の2段階の仕組みにしたことは適切であり、評価できる。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
13	水源地域等の指定	2	5項	大切な水源地域を守るこの条例案に賛成します。この条例には罰則があるということなので水源地域に指定される土地所有者の方々には不利益にならないよう、この条例の内容等をしっかりと周知していただきたいと思えます。	⑥	今後、条例が制定された場合には、内容の周知に努めてまいります。
14	水源地域等の指定	2	5項(2)	森林とは、人間が生きていくために必要な水を作り上げてくれる必要不可欠な存在です。指定された保安林以外にも水源涵養機能を果たす山林はまだ多くあると思います。記載されています上水道への水の供給を目的に含むダム以外にも人間が口にする農作物用の水として利用されている地域もあると思いますので、特定水源地域の指定枠を広げられたほうが良いと思いますが。	④	農業用水や工業用水等の水源地域についても大変重要な地域と考えていますが、特定水源地域については、より県民の生活に直結する上水道と関係が深い地域として特に保全すべき地域と位置づけています。
15	水源地域等の指定	2	5項(2)	「水源涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を「大字単位」で指定し、特定水源地域について、「林班単位」で指定する」とありますが単位が流域と合わない箇所は指定が難しいのではないのでしょうか。	⑥	特定水源地域の指定の際に、実際の集水区域が、林班の境界と合わない箇所については、水源地域の指定と同様に、その区域を少しでも含む林班も含めて特定水源地域に指定することとしています。ご指摘のようなケースについては、実際の集水区域よりも若干広めに特定水源地域が指定されることとなると思われます。
16	水源地域等の指定	2	5項(3)	5(3)の公告・縦覧等の等は何を指すのか。	⑥	縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出や当該意見書を提出した者の意見聴取を指します。
17	水源地域等の指定	2	5項(3)	5の(3)知事が水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、「指定の要望の聴取」を行うとあるが、何者かの要望によって指定することを想定しているのか。5の(1)及び(2)では知事の責任において要望が無くても指定できるようにとれるが要望が必要なのか。	⑥	水源地域については、県が指定案を提示し、市町の意見を聴いたうえで指定することとしています。特定水源地域については、その対象となる区域が県では把握仕切れないため、市町からの要望に基づき、県が指定することとしています。
18	水源地域等の指定	2	5項(3)	「関係市町の長の意見」の部分ですが、有識者(県が選任した)も交えて協議して定めてほしい。	①	水源地域及び特定水源地域の指定の際には、あらかじめ三重県森林審議会の意見を聴くこととします。
19	水源地域等の指定	2	5項(3)	地域の指定する時、土地所有者に知らせるのか。また、知らせるとしたら、どのように知らせるのか。	⑥	水源地域及び特定水源地域の指定については、県の公報においてその旨公告するほか、県のHPや広報誌等においてもお知らせする予定です。
20	基本的施策	3	6項	6の基本的施策に、土地所有者の行為義務が無いが、資本主義国家において、自分が所有する森林は、本人が維持、保全する義務があるのではないのか。すべて県の責任において施策を実施しようとするのは社会主義国家の発想ではないか。	⑤	骨子案の6 基本的施策については、あくまで県の基本的施策を定めたものであり、森林所有者等の責務については、骨子案の4 関係者の責務等に定めるほか、「森林・林業基本法」第9条、「三重の森林づくり条例」第8条においても定められています。



番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
21	基本的施策	3	6項	森林法ではその内容から、民有林のうち、保安林は県が、普通林は市町が整備していく役割を担っているように思われるが、当該条例の基本的施策は、そういった市町村森林整備計画制度の主旨と合致していると言えるのか。	⑥	骨子案の6 基本的施策については、あくまで県の基本的施策を定めたものであり、水源地域の保全をすべて県が担うという意味ではありません。また、市町村森林整備計画では、公益的機能別施業森林区域として水源かん養機能維持増進森林等に区分されており、それぞれの森林の区分に応じた施業の実施基準が定められています。こうした考え方は当該条例の主旨とも合致していると考えています。
22	基本的施策	3	6項	そもそも、我が国において、森林は誰が保全していくのか。その責務と役割を整理したうえでもう一度基本的施策を考え直したほうが良いのではないかと。	⑤	森林・林業基本法第9条では、森林所有者等の責務として「森林所有者等は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない」との努力義務が定められています。ご指摘のとおり、本来は森林所有者の努力によって森林が保全されていくことが理想ですが、近年の林業の現状からそれが難しい森林もあり、こうした背景から、県では平成13年度から森林環境創造事業などの、森林を公共財と捉えた森林の公的な管理を実施しています。こうした考え方を踏襲しながら当該条例の基本的施策を定めています。
23	基本的施策	3	6項	森林所有者との協定に基づく森林整備や市町等が行う公有林等は一定の管理が進むと思うが、指定外の放置森林助成対象にならない森林がまだまだ多く、団地化が難しい森林を整備することが急務であり、森林所有者の山離れを防ぐことが将来の山林の売買等を防ぐことにもつながると思う。条例成立後は、いかに小規模林家の方々に理解を得られるかが大事なことと思う。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
24	基本的施策	3	6項(2)	健全な森林は、表土が下草や低木等の植生や落葉落枝により覆われていると言われているが、森林整備が進まない山が多く、雨水等により土壌の浸食や流出が起きている。森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川に流れることにより洪水を緩和し、水質を浄化する働きをしているが、森林整備をしていないためいったん水により河川に流出している。こういった現状を県民に理解してもらい、森林が持っている機能を維持していくためにも、水源地域に指定したところは積極的に森林整備をしていく必要があると思う。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
25	基本的施策	3	6項(2)	県は水源地域において、水源涵養機能の維持増進を図るため、造林、保育等の森林施業の実施を講ずるとあるが、現段階でどのような内容が検討されているか。	⑥	現在、県が実施している森林保全に関する施策を含め、今後、水源涵養機能の維持増進を図るために必要な施策について検討してまいります。
26	基本的施策	3	6項(2)	今までは、保安林に指定されている区域については、税制上あるいは保安林機能強化事業（保安林整備事業）などの事業がなされてきたことにより、管内の保安林についてはその成果が出てきて健全な山林になり治山治水に貢献ができてきていることは目に見えて結果ができています。上記の用に部分的に森林整備を行うことも良いが、水源地域に指定される山林についても未整備森林が大半を占めています。管内に於いては保安林整備事業、森林環境創造事業などの事業を積極的に推進し水源林において実施に至っています。今後、水源地域に指定された森林に於いて既存の事業ではなく、県民税を利用し保安林整備事業のような公的な手段を用いて、一帯的に森林整備を行い水源涵養機能強化事業と銘をうって健全な山林を維持しながら水源の涵養機能増進を図っていくことを提案します。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
27	基本的施策	3	6項(3)	県は特定水源地域について、すみやかに保安林化を進めるとともに、市町に対し「みえ森と緑の県民税」等の財源を活用して公有林化を進めるようアドバイスされたい。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。

番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
28	基本的施策	3	6項(3)	自分は、まだ20代なので自分の山は、一部しか聞いていません。しかし、祖父や父が山を大事にしているので、受け継いでいかなければならないと思います。自分で、やるのは難しいので公的な力を借りて管理を助けてもらえたらありがたいです。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
29	事前届出制度	3	7項	こういった、届出制度があると、違法な売買や開発が少なくなり、水源地域も守られると思います。当地域も大内山川、宮川という清流沿いです。この条例を制定して、水源地域を守って頂きたいです。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
30	事前届出制度	3	7項	また土地の所有権を移転する場合でも、その後その森林に適正な管理がなされるように、事前の届け出をし、審査のうえ正当な理由があり、移転後も適正な管理がなされることを条件に許可をするという制度にしたらいかがでしょうか。	④	財産権については、憲法及び民法で保障されており、財産権に制約をかけることができるのは以下の場合とされています。 ①目的が公共の福祉に合致し ②手段が必要かつ合理的で ③立法府の合理的裁量の範囲を逸脱していない 森林については、農地法のようにその売買を規制する法律はなく、現在のところ、他道県で制定された条例においても売買を規制する内容は含まれていないことから、条例において森林売買を許可制とすることは難しいと考えております。このため、国に対して法律の制定に向けた働きかけを行ってまいります。
31	事前届出制度	3	7項(1)	この事前届出制度の制定案では、森林法に今回の条例をかぶせるとはいうものの、ほぼ同じ内容の申請や届出義務を負わせる、いわゆる二重行政になるので、不必要であり、現行森林法の適正な運用、適用で対応可能と考えます。 本気で水源地域の機能維持増進を目指すのなら、小規模林地開発の許可制度を条例で規定するとか、水源地域内の森林をすべて水源かん養保安林に指定して、機能の維持強化と土地利用の規制強化というような明確な内容の条例の制定が必要と考えます。	⑤	森林法第10条の2で開発行為の許可規定が設けられていますが、法律では1haを超える開発行為に対して許可制度としており、1ha以下の開発行為を県の条例で許可制とすることは、条例制定権を定めた地方自治法第14条に抵触する恐れがあります。1ha以下の開発行為について県の条例で届出制とすることは可能ですが、森林法における伐採届との二重行政を避けるため、骨子案には盛り込まないこととしています。 また、水源地域内の森林（民有林の78%）をすべて水源かん養保安林に指定することは現実的ではないことから、条例の実効性を担保する意味からも、まずは特定水源地域において保安林化を進めていくことが適当と考えています。
32	事前届出制度	3	7項(1)	7(1)の契約に係る土地の利用目的等とは何を指すのか。	⑥	契約に係る土地の所在及び面積、土地所有権等の種別、契約を締結しようとする年月日、土地の位置を示す図面等を指します。
33	事前届出制度	3	7項(1)	7の(1)で、届け出る義務は売主にあるが、その届出事項に土地の利用目的があるが、売主が利用目的を知る義務はなく、知らない場合もあるが、その場合「不明」と記載できるのか。このことから届出者は買主の方が妥当ではないか。	④	届出書の様式には、土地の利用目的欄に「未定」欄を設ける予定です。届出者は買主の方が妥当ではないかのご指摘については、森林法の森林の土地の所有者届出制度により、事後届出を買主主に提出していただくため不要と考えています。
34	事前届出制度	3	7項(1)	7の(1)の2行目、土地の利用目的等をの箇所に「別に定める様式に基づき」を挿入してはどうか。契約当事者の確実性の担保等を図るため、別に様式を定め、記載要領及び確認要領等が必要と考えます。	②	最終案において規則に定めるところによりとの文言を表記し、今後作成する予定の規則において、届出書の様式を定めることとしています。
35	事前届出制度	3	7項(1)	骨子(案)では、所有権移転の30日前までに届け出を行うとしているが、水源に影響を及ぼすような事業に繋がる所有権移転の情報を得るためだけに届出制度を制定したとしても、抑止力にはつながらないものと考えます。結局各市町で制定されている水道水源保護条例等での規制となるのであれば、届出制度の意味をなさないものであり、事前情報を得るための制度では、単に一つの手続きが増えるだけではないかと考えます。ましてや、市町に意見を求められたとしても手続きが単に増えるだけになってしまい、事務の複雑化に繋がるものと考えますので、届出制度の制定については、県としての強制力が伴わない限り反対します。	⑤	この条例の目的は、水源地域における森林の適正な管理を図るための措置等を定めることにより森林の有する水源の涵かん養機能の維持増進を図ることとしており、所有権移転の事前情報を得るためだけのものではありません。事前情報については、売主又は買主に対して適切な助言を行うために必要ですが、それだけでは不十分であることから、6の基本的施策に記載した内容と併せて、森林の有する水源の涵かん養機能の維持増進を図ることとしていますので、ご理解頂きますようお願いいたします。



番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
36	事前届出制度	3	7項(1)	届出の対象となる土地について、一定以上の面積としたほうが良いのではないのでしょうか。あまり小さい面積を対象とするのは手続きが煩雑となり妥当とはいえないと思います。	⑤	下流域への影響が大きい開発行為等を未然に防止するためには、面積の大小に関係なく事前に情報を把握し、適切な助言を行う必要があると考えていることから、面積の下限は設けないこととしていますので、ご理解頂きますようお願いいたします。
37	事前届出制度	3	7項(2)	7(2)のその他規則で定める場合の適用除外事項の解説にある③の電気事業者等の等とは何を指すのか。	⑥	該当箇所については、今後作成する予定の規則において別途定める予定ですが、電気事業者等の等とは、電気通信事業法第2条第5項に定める電気通信事業者を指します。
38	事前届出制度	3	7項(2)	7(2)で、契約者の一方が国等の場合、届出が不要とのことだが、税等の債務不履行で競売にかける場合は、買い手の利用目的の如何に関わらず売却され届出も出ず、条例に基づく助言も土地立入調査も質問もできませんがよろしいですか。	④	ご指摘のケースについては、民事執行法第25条の強制執行における不動産の強制競売のことを指すと思われますが、こうしたケースは届出制度になじまないことから、今後作成する予定の規則において届出から除外することとしています。
39	事前届出制度	3	7項(2)	7(2)の③電気事業者等が行う工作物の設置を除外することについて、風力発電所、太陽光発電所等の新設が可能となり不適切と考えます。工作物は送電鉄塔、電柱等に限定すべきと考えます。	②	該当箇所については、今後作成する予定の規則において別途定める予定ですが、風力発電や太陽光発電施設の設置については、届出の除外の対象としないこととしています。
40	事前届出制度	3	7項(2)	7(2)の次に「(3)森林以外の用に供する場合は、(1)の届出書にその旨記載するほか、必要に応じ土地利用に係る申請書、届出書を添付する者とする。」との条項を設ける。開発行為は除外する旨の表示が必要と考えます。	④	今後作成する予定の規則において、届出書の様式を定めることとしており、様式の中で、森林以外の用に供する場合は届出書にその旨記載して頂くことを想定しています。
41	市町長への通知等	4	8項	市町長への通知後その地区の意見を聞いてほしい。	④	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
42	報告の徴収及び立入調査	4	9項(2)	9(2)で、知事は職員に土地立入調査や関係者への質問をさせることができますが、通例、そのための権限を示す証書の発行を条例で規定しますが、証書の発行をするのか。	②	最終案において身分証明書の提示義務規定を、今後作成する予定の規則において証明書の発行について定めることとしています。
43	勧告・公表・罰則	4	11項	罰則について、届け出をしなかった場合は取り消し？5万以下の罰金では軽すぎる。	⑤	地方自治法第14条3項に「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」と定められています。無届や虚偽の届出等については、刑事罰には該当せず、行政上の秩序罰（過料）となるため、5万円以下の過料としています。
44	勧告・公表・罰則	4	11項(1)	11(1)の虚偽の届出等の等とは何を指すのか。	⑥	以下の場合を想定しています。 9(1)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 9(2)の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
45	全体			上水道事業は市町の事務と思うが、その水源を保全することは県の事務なのか。（県が条例を制定する必要があるのか）市町の事務ではないのか。市町の責務を明確にすべき。	⑤	水道法第3条では「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」とされており、市町と県は対等な立場です。市町によっては水道水源保護条例を制定し、独自に水源の保護に取り組んでいるところもありますが、今回の条例は県が制定するものであり、地方自治法第245条の2（関与の法定主義）にも示されているように、市町の責務を県の条例に明記することは適当でないと考えています。

番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
46	全体			骨子案だからかもしれないが、全体的に等が多すぎ、定義もされていない重要な語句が突然出てくるのを修正すべき。条例・規則に「等」の内容が具体的に規定されていないことは、役人の好き放題に都合よく解釈・運用されてしまう危険性があり、民主主義における法治国家として規制内容の運用が危惧される。	②	最終案及び、今後作成する予定の規則において「等」の具体的内容を記載します。
47	全体			当該条例は必要と考えます。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
48	全体			売買契約を行う前の届出は、経済的競争の観点から「機密漏えい」になりかねません。売買はビジネスの面では、一番重要な機密事項です。他の競争相手に漏れる心配があります。基本的に売買に関する事前届は難しいので国土法は事後届になったのではないかと思います。たとえば、手付金をもらって、行政調査で取引がだめとなり売主は手付金を倍に返すようなことはつらいものです。そして、環境的側面から言えば逆にきちんと森林管理を行っていない所有者及び事業体に対しては売買できないような公表も必要かもしれません。皆伐後の未植栽地の増加は水源地と地域において重要なことです。熊野地区にも他の地域の業者が入り込み未植栽地が増加しております。山林は経済的自由取引の側面と環境的側面の両方を兼ね備えているのでとても難しい問題だと思います。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
49	全体			中国人等海外の方々の購入対策としてこの制度の導入を検討されてると思いますが、「本気で買う気、手に入れる気」なら、名前を借りたり、変えたりして買うと思います。5万円程度の罰金なら全く苦にならないはずです。実際、他県の日本人のプロカーの名前を借りて進められていて最終的にどのような人がどのように使用するかわからない事例がたくさんあります。実際に売買を行った山林所有者の方がどこのだれが所有したかわからないと言っておりました。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
50	全体			本来、山は地域の資産と思えば地域の方が山を生きし生活をさせていただくようにしないとダメです。あくまで資本ですから地域の資源であり雇用の源だと思えます。今言われる地方創生の源だと思っています。他の地域の人手に渡れば地元の人ではなく他の地域の人に来て仕事をし、本来あるべき地元経済への循環の流れはできません。さらに植栽、育林をしないと根本的な流れは完全に消えます。ローマ帝国もパガン王朝も森林伐採を行い過ぎて滅びましたし、伊達政宗が藩を豊かにするにはどうしたらよいかと行ったことは浜松と紀州から苗木を輸入した結果仙台は杜の都といわれるようになりました。かなり脱線をしてしまいましたが、山を持つ者は責任を持って管理しないとダメだと思います。心の在り方だと思います。しかし、ここまで経済的に悪くなりすぎて目先のお金に飛びついてしまう面も理解しなくてはならないと思います。とても難しい問題ですが、これからは三重県の森林行政にお力添えをよろしくおねがいいたします。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
51	全体			条例の制定は必要である。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
52	全体			近年の、林業不振による手入れ不足の森林の増加に加え、異常気象による山地災害の増加など、森林の持つ本来の機能が発揮されないまま、森林の荒廃が加速しつつある現状にあると思う。三重県による、こういった取り組みは、森林資源が豊富にある我が国においては必要な事であり、森林荒廃を少しでも食い止め、森林が本来持つ機能が適正に発揮されるような状況になればと思う。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。

番号	カテゴリー	該当ページ	該当箇所	骨子案に対する意見	対応	意見に対する考え方
53	全体			このような条例を制定する事で、森林所有者の所在が明らかになり、違法な開発を未然に防ぐことができる。また、県民一人ひとりが森林の大切さを理解し、恩恵を受けている事を忘れてはいけない。本来、森林が持っている機能を維持していくためにも、水源地域に指定した所は、積極的に県・市町・森林所有者の方が協力して整備していく必要があると思います。平成26年4月から納めている、県民税を活用して森林整備がすすむことに、期待したい。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
54	全体			今回の条例をみると森林を守っていかなければならないという県の考えがよくわかり、自分たちの親や先祖代々生活の一部としてきた山を大事に考えていただいているものと理解できて嬉しく思います。自分もこれからこの地区に住んでいくつもりなのでぜひこの大好きな自然を守っていく法を決めてください。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
55	全体			県内を流れる日本一の清流といわれる全長90km以上にもなる宮川流域も水源涵養機能が所有者の山離れにより低減しているのではないのでしょうか。30年前宮川の様子とずいぶん違い汚れているのが目に見えますので。それともダム建設により水質が変わってしまったのでしょうか。(宮川流域に住んでいます)。水源を守ることは命を守ることにつながると思っています。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
56	全体			海外資本による水源地の買い付けが問題になり始めてから、もう何年も経っているようです。最近では原発問題などで減速気味と聞いたことがあります。今後どうなっていくのかもわからないので、今のうちしっかり制度を整えて欲しい。また、問題を恐れる場合、届さえ出せば全て通してしまえます。おかしい売買を抑制するよう実行力を持って運用して頂きたいです。	⑥	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。
57	基本指針			森林の機能別調査実施要領の詳細を知りたい。	⑥	森林の機能別調査実施要領は、森林の有する諸機能について、相関関係の高い評価因子の分析調査により、各機能の評価基準を定め、森林の機能発揮の可能性の大きさ（ポテンシャル）についての評価区分を行い、地域の森林整備目標等を定める野に必要な客観的判断資料を得ることを目的として林野庁が定めたものです。水源涵養機能については、洪水防止機能及び水資源涵養機能について、土壌、地質、傾斜、標高等を基準評価因子として総合的分析を行い、500m×500mのメッシュごとにH（高）、M（中）、L（低）の機能判定を実施しています。